

子会社の業績が悪化した場合 ②③

子会社の業績が悪化した場合、当該子会社の決算にて固定資産に係る減損の処理などを行い、子会社の純資産額が大幅に減少することがあります。その場合、当該子会社株式を所有している親会社側での処理が問題となります。具体的には、次のようなことが検討事項として挙げられます。

- ① 親会社単体決算における、子会社株式の評価
- ② 親会社単体決算における、子会社への各種債権の評価見直し
- ③ 親会社連結決算における、当該子会社に関するのれんの評価見直し

ここで、前月号にて①のご紹介をさせていただきましたので、今回は②と③について、ご紹介させていただきます。

② 親会社単体決算における、子会社への各種債権の評価見直し

子会社の業績が悪化した場合は、子会社への貸付金、または売掛金などについて、その回収状況が貸倒懸念の状態になることがあります。この場合、金融商品会計基準においては、債権の区分を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分することを要求していますが、当該子会社の債権を貸倒懸念債権に区分する可能性が出てきます。そうすると、当該債権については、財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法により、貸倒引当金の計算を行う必要があります。

③ 親会社連結決算における、当該子会社に関するのれんの評価見直し

親会社の連結決算において当該子会社に係るのれんを認識していた時で、親会社の個別決算において子会社株式の減損を計上した場合は、次のような論点があります。すなわち、親会社の個別決算における子会社株式の簿価と、連結上の簿価（親会社持分+のれん）との比較において、個別決算上の子会社株式の簿価が下回っている時は、その差額分を、連結上ののれん残高を限度として、のれんの追加一時償却をする必要があります（「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項参照）。

（例）個別決算における減損処理後の子会社株式簿価 200

連結決算における当該子会社に係る連結上の簿価（親会社持分 180+のれん 40=）220

この場合は、連結上の簿価と個別上の簿価との差額 20（220-200）について、連結会計において、のれんの一時償却 20 を計上する必要があります。

以上